

第4章 施策の展開

本章では、第3章で掲げた基本理念を実現するため、計画期間中に実施する施策・事業を記載します。子ども・子育て支援新制度に基づく施策を個別の事業として位置付けるとともに、各種事業と併せて子育て支援を推進します。

基本施策1 親とこどもの学び環境の充実

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学びや体験活動を通して、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長できるよう、地域・学校・行政等が一丸となって、こどもの居場所づくりを推進します。

本町では、こどもの居場所の一つとなる「図書館」について、「柴田町新図書館基本構想」に基づき、図書館の基本的なサービスの充実や幅広い世代が利用しやすく、心安らぐ居心地の良い場、自由に人が集まり交流し、新たな賑わいを創出する場として整備します。また、全てのこどもが障がいの有無や国籍に関わらず、ともに学び、こどもの個性や強みを発揮できるよう、インクルーシブ教育を推進します。さらに、こどもだけでなく保護者を対象にこどもの発達段階に応じて親に求められることを学ぶ環境を提供します。

※事業名の前に◎印があるものは、子ども・子育て支援法に定められている「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業です。

●具体的な取り組み

(1) こどもの活動の場やこどもの居場所の確保

事業	事業内容・取り組み	担当課
児童館の運営	18歳未満のこどもが自由に利用できる児童福祉施設として、船迫児童館、槻木児童館、三名生児童館、西住児童館を運営しています。また、令和7年4月に船岡児童館を開館する予定です。運営にあたっては民間の力を活用する等、効果的で多様なサービスの提供を検討します。	子ども家庭課
◎放課後児童クラブ事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生の児童を対象に、学校の放課後などに適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。また、児童館と同様に民間活力を利用し、効果的で多様なサービスの提供を検討します。	子ども家庭課
小・中学校の体育施設開放	小・中学校の体育施設を利用してスポーツ活動ができるよう、体育館や校庭、武道館を開放するとともに、施設の利用条件を緩和し、こどもから高齢者まで利用しやすい環境づくりを目指します。	スポーツ振興課

事業	事業内容・取り組み	担当課
都市公園等の維持管理	こどもの遊びや健康づくりの場である都市公園施設を快適に利用できるよう、清掃、樹木の剪定・害虫駆除、草刈り、遊具施設等の定期点検・改修を行います。公園清掃については、行政区単位で実施しており、今後も地域と連携しながら、住環境の維持・向上に努めます。	都市建設課
太陽の村冒険遊び場整備運営	都市と農村の交流広場である「太陽の村」を、こどもから高齢者までが集い・遊び・憩う場として楽しめる場となるようなイベントを開催します。	農政課
子どものケアハウス事業	不登校状態の児童生徒が安心できる環境を整え、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応支援・学習支援等を行い、学校復帰の支援をします。	教育総務課
新図書館の整備 新規	柴田町新図書館基本構想の基本方針である「子どもたちの想像力や心の豊かさを育む図書館」に基づき、図書館を拠点としたまちの交流や賑わいの創出に取り組みます。	生涯学習課
◎児童育成支援拠点事業 新規	養育環境等に課題を抱える児童に対し、居場所を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へとつなぎ、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業の実施を検討します。	子ども家庭課 教育総務課

(2) 心をはぐくむ教育の充実

事業	事業内容・取り組み	担当課
心をはぐくむ教育活動	総合学習の取り組みとして小・中学校において、地域の方々等を招き、児童生徒の豊かな心を育む体験学習などを行います。	教育総務課
子ども読書活動推進	「柴田町子ども読書活動推進計画」に基づき、こどもの読書活動の効果的な推進を図ります。	生涯学習課
小学校・中学校の図書整備	柴田町図書館と連携し、小・中学校図書室の充実を図ります。今後も、児童生徒の学習や読書活動への意欲が高まるよう、必要な図書の計画的な購入を進めます。	教育総務課

(3) 支援が必要なこどもの教育環境の整備

事業	事業内容・取り組み	担当課
児童発達支援事業	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。今後も早期から発達の特性に応じて切れ目のない支援ができるよう、支援ニーズの把握と併せて、地域における課題の整理や専門的人材の育成等、関係機関との連携を図り、支援体制を整備します。また、柴田町障害児通園施設「むつみ学園」を廃止し、現在の通園児の民間事業者等への移行を協議していきます。	福祉課 子ども家庭課
放課後等デイサービス	就学児を対象に、学校の放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流促進等を行います。	福祉課
特別支援教育の支援	発達障がい等により、特別に支援が必要な児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動のサポートを行います。	教育総務課
インクルーシブ教育の推進 新規	障がいのあるこどもや外国にルーツを持つこども等、多様な特性や背景を持つ児童生徒が同じ学級で共に学ぶことができるよう、特別支援教育コーディネーター等を配置し、受け入れ環境を整備します。	教育総務課

(4) 親になるための学習環境の整備

事業	事業内容・取り組み	担当課
子育て・親育ち講座	家庭における基本的なしつけの重要性、親としての責任の自覚などについて保護者が学ぶ場を提供するため、就学前児童の保護者が小学校に集まる機会を活用し、子育て講座を実施します。	生涯学習課
子育て・親育ち思春期講座	保護者がこどもの中学校入学前の心構えとして、思春期を迎えるこどもの特徴や親としての関わり方を学び、親子ともに健全な中学校生活を送るため、中学校入学説明会を活用し、子育て講座を実施します。	生涯学習課
イクメン講座	父親の積極的な育児参加を促すとともに、父親同士の交流を通し、子育てについて楽しく学ぶための父子のふれあい講座を実施します。	生涯学習課
親のみちしるべ出前講座	宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」を活用し、子育て中の親同士が交流を図りながら、親自身の気づきや子育てについて学び合うための出前講座を実施します。	生涯学習課

基本施策2 こどもや親の心身の健康づくり

各種相談・教室等を通じてこどもの発達段階に応じた育児に関する知識・技術の習得を支援するとともに、出産前からの各種健診を通じてこどもや親の健康状態の把握と疾病等の早期発見、健康の保持増進を図るなど、こども家庭センターを中心に妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない一体的な支援に取り組みます。

●具体的な取り組み

(1) 出産や育児不安への相談体制の充実

事業	事業内容・取り組み	担当課
こども家庭センター事業の推進 新規	「こども家庭センター」において、保健師等が中心となり各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、こども家庭支援員等によるこども等に関する相談等（児童福祉機能）を一体的に受け付け、妊娠期からの切れ目のない相談支援・情報提供に取り組みます。	子ども家庭課 健康推進課
母子健康手帳交付・父子健康手帳交付	妊娠をした方に対し、出産時やこどもの健康保持増進のための健康診査・予防接種等の記録をする母子健康手帳を交付します。さらに、男性の育児参加を促進するため、父子健康手帳も交付します。	健康推進課
妊産婦サロンの開催	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うとともに、相談しやすい体制を整備します。また、妊産婦等が地域の中で子育てできるように交流の機会を提供し、安全・安心な出産・育児に臨むための知識やスキルを習得できるよう支援します。	健康推進課
◎乳児家庭全戸訪問事業	赤ちゃんが生まれた家庭を訪問し、保健師・助産師が保健指導を行います。	健康推進課
◎養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業やその他母子保健事業で把握した「養育支援が必要と認められる家庭の乳幼児・児童や養育者」に対し、訪問指導や助言を行います。	健康推進課
乳幼児相談	核家族化の進行等により、育児不安を抱える親が増加しているため、保健師・栄養士・歯科衛生士が身近な相談に応じます。	健康推進課
にこにこマンマ離乳食	乳児の発達段階に合わせた離乳食指導を行い、親の不安軽減やこどもの健康保持・増進のための教室を開催します。	健康推進課
母と子の遊びの教室の開催	1歳6か月児健診等での発達課題の支援や保護者の育児不安の軽減、こどもの成長への気づきを促し、フォローアップするための教室を実施します。	健康推進課
地域における出前講座や健康相談の開催	地域からの要望により、保健師・栄養士・歯科衛生士による乳幼児の心身の発達に関する出前講座や健康教育、健康相談等を実施します。	健康推進課
子育て支援アプリ	母子保健、子育て支援サービスの情報をスマートフォンで確認できるよう、子育て支援アプリを活用した迅速な情報配信を行います。	子ども家庭課 健康推進課

事業	事業内容・取り組み	担当課
◎子育て世帯訪問支援事業 新規	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、悩みや不安を傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	子ども家庭課
◎産後ケア事業 新規	産後ケアを必要とする産後1年以内の方に対し、心身のケアや育児のサポートを行います。	健康推進課
◎妊婦等包括相談支援事業 新規	妊婦・その他配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等を行います。	健康推進課

(2) 健康診査・保健指導・医療体制等の充実

事業	事業内容・取り組み	担当課
◎妊婦健康診査 新規	妊婦が健康に安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠週数に合わせて妊婦健康診査を実施します。	健康推進課
妊婦歯科健診	妊婦の歯や口腔の健康の保持・増進と産まれてくる子の歯の健康づくりに関心を高めるため実施します。	健康推進課
乳児健康診査	乳児の健康保持のため、月齢（2か月・8～9か月）に合わせて健診を実施します。	健康推進課
4か月児・1歳お誕生相談・1歳6か月児・3歳6か月児健診	乳幼児を養育している保護者の育児不安の軽減や子どもの健康保持・増進のため、月齢に合わせて各種健診・相談を実施します。	健康推進課
2歳児歯科健診	むし歯罹患率が高くなる年齢に合わせて、幼児の口腔衛生の向上と定期的なフッ化物塗布を推進し、歯科健診・相談を実施します。	健康推進課
子どものための予防接種	今後も接種勧奨を行いながら、感染のおそれのある病気にかからないために、各種予防接種を実施します。	健康推進課
休日・夜間の救急医療体制確保	町民が安心して暮らしていくため、仙南保健医療圏の医療機関により、当番制で休日・夜間における救急医療体制の充実を図ります。	健康推進課

(3) 健康教育・思春期保健の推進

事業	事業内容・取り組み	担当課
食育推進計画の推進	柴田町食育推進計画に基づき、乳幼児期・学童期・思春期の各ライフステージに合わせ、関係各課と連携して食育事業を推進します。	健康推進課
子どもとふれあい共に遊ぶ体験事業	生徒に対し父性や母性の育成を図るため、思春期保健事業として、保育体験や妊婦疑似体験等を実施します。生命の大切さを考える機会を提供し、生徒の健全な心の育成を図ります。	健康推進課

基本施策3 仕事と子育てを両立できる環境の整備

女性の就業率の上昇により共働き家庭が増加している中で、子育てをしながら安心して働くことができる環境づくりが重要となっています。子育てにかかる経済的負担を軽減するため、子育てに関する各種手当・助成制度の周知及び適正な支給に努めます。

また、各家庭の就労状況に合わせた支援や教育・保育の量を確保するとともに、家庭や職場等において子育てについて助け合う意識の醸成に努めます。

●具体的な取り組み

(1) 子育ての経済的支援

事業	事業内容・取り組み	担当課
児童手当の支給	次代の社会を担うこどもの健やかな育ちを支援するため、高校生年代までの児童を養育している保護者に手当を支給します。	子ども家庭課
子ども医療費助成事業	0歳～18歳までの全てのこどもに対し、通院費及び入院費に係る医療費の一部負担金を助成し、子育て世帯の経済的負担軽減を行い、福祉の増進を図ります。	子ども家庭課
私立幼稚園に対する助成	町内私立幼稚園の健全な運営と保護者負担の軽減を図るため、運営費の一部を助成します。	教育総務課
就学援助制度	経済的理由によって、就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などを一定の範囲内で援助し、経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課
奨学金の貸し付け	経済的理由によって、高校、大学等への就学が困難な学生・生徒に奨学金を定額無利子で貸与を行い、有能な人材の育成や経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課
幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスのこども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのこどもの利用料を無償とします。	子ども家庭課
小学校入学準備支援事業	小学校等に入学する第3子以降の子を養育する保護者に対し小学校等入学祝い金を支給することにより、少子化対策の推進及び多子家庭の子育てにおける経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課

(2) 多様な子育て支援サービスの充実

事業	事業内容・取り組み	担当課
◎通常保育事業	保護者の仕事や病気等により、家庭において児童を保育できないと認められる場合に、保護者に代わり保育を行うために保育所を運営しています。乳児保育・障がい児保育を3保育所で実施しており、今後、サービスの更なる充実を図るため、私立保育所の開設、公立保育所の民営化を実施します。	子ども家庭課
◎延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を超えて保育を行います。	子ども家庭課
◎ゆとりの育児支援事業	保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等により、緊急一時的に家庭保育が困難となる場合や育児疲れのリフレッシュのため、就学前児童の保育を行います。	子ども家庭課
◎ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方が共に会員となり、有償で子育て家庭を応援する事業です。	子ども家庭課
◎地域子育て支援事業	子育て支援活動を行う団体等と連携して、公共施設や公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や遊びの提供、育児相談、情報提供を実施します。	子ども家庭課
子育て支援活動	子育て支援センターを拠点として、育児不安等についての相談窓口、子育てサークル等への支援、地域の子育て資源の情報提供等を行い、安心して子育てができる環境づくりに努めます。また、地域の多様なニーズに対応した子育て支援活動や子育て親子の交流の場を提供し、地域全体で子育てを支援します。	子ども家庭課

基本施策4 地域全体での子育て支援の推進

安心して子どもを産み、子どもの健やかな育ちを支援するため、子どもを社会で育てる意識の醸成を図るとともに、コミュニティや地域活動団体等と連携し、地域社会全体で協力して子育てしやすい環境づくりを進めます。また、子育て支援サークルやボランティアなどの活動の充実に努め、保護者同士のつながりを確保します。

さらに、関係機関やボランティアの方々と連携した啓発、訓練、交通安全指導を行い、事故や犯罪の被害に巻き込まれないよう、教育を行います。加えて、交通事故や犯罪などから子どもを守るため、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制を推進します。

●具体的な取り組み

(1) 地域活動の推進

事業	事業内容・取り組み	担当課
コミュニティ活動の推進	地域住民の連帯意識を高め、よりよい環境づくりを推進する自治会・町内会活動を支援します。地域住民が主体となった子育て支援と青少年の健全育成への取り組み等、地域の問題や生活課題を解消するための活動を促進するよう、情報提供と相談体制を強化します。	まちづくり政策課
柴田町子どもフェスティバル	町内の子どもが一堂に会し、様々な遊びを体験することで、地域を越えた子ども同士の交流の場にするとともに、子ども会育成会や地域住民との交流を通して豊かなふれあい学習を行います。	生涯学習課
ジュニア・リーダーの育成	子ども会活動や教育委員会が主催する少年教育事業において、子どもたちのリーダー的存在として活動を支援する中学生・高校生のボランティア（ジュニア・リーダー）を育成し、少年教育事業の充実に努めます。	生涯学習課
青少年のための柴田町町民会議	地域住民の自主的な活動や各種ボランティア団体との連携の中核的組織として、違法ドラッグ、落書き消し活動、イベント時の巡回パトロールを行うとともに、活動内容等の見直しを図り、青少年健全育成の地域環境づくりを推進します。	子ども家庭課
子ども会育成会連絡協議会の支援	子ども会育成のため、関係諸機関との連絡調整を行い、子ども会関係者の育成・指導のための講習会や研修会を実施します。また、子どもたちが参加する事業を通して、子どもたちの生きる力を育みます。	生涯学習課

(2) こどもの安全の確保

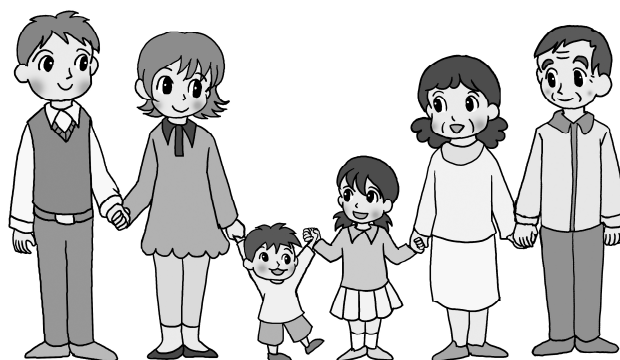
事業	事業内容・取り組み	担当課
交通安全推進事業	交通事故抑止のため、交通指導員により朝7時から8時までの間、街頭指導を町内8か所の通学路交差点等で実施します。また、町内の小学校で開催される交通安全教室では、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践の習慣づけを図りながら、交通事故防止を呼びかけます。	まちづくり政策課
安全・安心な教育環境の整備	防犯教育・防災教育の充実や施設整備などの安全対策を進め、児童生徒の安全確保に努めます。	まちづくり政策課 教育総務課
防犯対策推進事業	防犯実動隊員による夜間の防犯パトロールや幼児を対象とした防犯教室、地域における防犯診断を行うとともに、防犯週間等に合わせた啓蒙活動を警察署等の関係機関と連携しながら実施します。	まちづくり政策課
「子ども110番の家」事業	子どもたちが犯罪被害の危険や不安を感じたときに、緊急的に避難できる場所として、通学路周辺の民家や店舗に「子ども110番の家」としてご協力をいただき、犯罪被害の未然防止に努めます。	教育総務課
防犯灯の新設と維持管理	町を明るくし、子どもが被害者となる犯罪や事故が起きない環境づくりを実施します。	まちづくり政策課
スクールガード事業	児童生徒が安全かつ安心して登校できるよう、地域ボランティアの方々のご協力をいただきながら、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、その一貫として、通学路の安全確保を図ります。	教育総務課

(3) 地域における子育てネットワークづくり

事業	事業内容・取り組み	担当課
子育て支援ネットワーク事業	子育て家庭の身近な相談相手として「子育てサポーター」を育成・派遣し、家庭教育支援、サークル活動支援など子育て支援交流事業を実施します。また、関係機関と連携を深め、地域における子育て支援ネットワークの拡充を図ります。	子ども家庭課
子ども食堂開設運営費補助	子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりのために、町内で活動を行う子ども食堂に対して継続した活動ができるよう、支援を行います。	子ども家庭課
ブックスタート事業	4か月児健診に来庁した親子を対象に絵本2冊を贈呈し、ブックスタートボランティアによる絵本の読み聞かせを行うとともに、こどもの言葉と心を育むため、幼少期から親子で絵本にふれ親しみ、コミュニケーションを図ることの大切さを周知していきます。	生涯学習課

(4) こどもを社会で育てる意識の醸成

事業	事業内容・取り組み	担当課
広報誌の発行	子育て支援に関する取り組みや情報をわかりやすく町民の皆様にお知らせするため、「広報しばた」を毎月発行します。また、町や公共機関等からの子育てに役立つお知らせや各種教室の参加者募集などを掲載した「広報しばた・お知らせ版」を発行し、子育て支援策を周知します。	まちづくり政策課
広聴事業	「まちづくり住民懇談会」の開催や「町長へのメッセージ」により、子育て支援に関する意見や提言を施策に反映します。	まちづくり政策課
ホームページの運営	町のホームページにおいて、子育て支援に関する情報等の提供を行います。	子ども家庭課



基本施策5 社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援

こどもの貧困対策として、関係機関・地域と連携を強化しながら、「教育・学習支援」、「生活支援」、「保護者等への就労支援」、「経済的支援」を総合的に推進します。また、ひとり親家庭など社会的な配慮が必要な子ども、発達や障がいなどで支援が必要な子ども・子育て家庭に対し、経済的な負担軽減を図るとともに、適切な支援が受けられるよう相談体制の充実を図ります。

さらに、虐待から子どもを守り、安心して生活できるよう、警察や医療機関などの関係機関と連携し、未然防止や早期発見・早期対応に取り組みます。

●具体的な取り組み

(1) こどもの貧困対策の推進

事業	事業内容・取り組み	担当課
生活に困難をかかえる子どもの教育・学習支援の充実	児童生徒一人ひとりの基礎的・基本的な学力の定着と学習意欲の向上を図り、家庭環境や経済状況に左右されない学力保障を推進します。また、学校の授業以外での学習の場を設け、経済的な事情等から塾へ通えない児童生徒に対する学習支援を進めます。	教育総務課 健康推進課 生涯学習課 福祉課 子ども家庭課
生活に困難をかかえる子育て家庭への生活支援の充実	全ての保護者が安心して子育てができるよう、保護者の経済的負担の軽減や妊娠から子育て期にわたるまでの総合的な相談や情報提供を子ども家庭センターで一体的に行います。また、学校給食や子ども食堂による食事の提供支援やこどもの居場所づくりに取り組むとともに、各種子育て講座を開催し、保護者が親としての関わり方を学ぶ機会を提供します。	教育総務課 健康推進課 生涯学習課 子ども家庭課
生活に困難をかかえる保護者等への就労支援の充実	ハローワークや仙南地域職業訓練センター、宮城県南部自立相談支援センターと連携し、生活に困難をかかえる保護者への就労相談・支援を行います。また、より安定した就労機会を確保するために、役立つ知識や技術を身につけるための資格取得の情報を提供していきます。	商工観光課 子ども家庭課
生活に困難をかかえる子育て家庭への経済的支援の充実	家庭の生活状況に応じて、保護者に対する各種手当や医療費の助成、貸付制度などの経済的な支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また、生活に困難を抱える子育て家庭などの生活基盤を支援します。	都市建設課 教育総務課 子ども家庭課
関係機関等との連携強化	関係機関等との大切な「つなぎ」の役割を中心的に担う統括支援員を子ども家庭センターに配置し、情報の共有や連携強化に取り組み、生活に困難をかかえる家庭へ必要な情報提供、支援を行います。また、学校を窓口とした相談支援や各種相談体制の充実を図り、保護者の身近な場所で相談できる機会の確保に努めます。	全課

(2) ひとり親家庭等の自立支援

事業	事業内容・取り組み	担当課
民生委員・児童委員、主任児童委員による支援	各担当地区内のひとり親の家庭や家庭状況により、支援を要する児童の援護など、日常生活での問題について相談支援を行います。また、幼児と母親を対象とした子育て支援も行っています。主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当します。	福祉課
児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進、こどもの福祉増進を図るため、第3子以降の児童に係る加算額及び支給に係る所得制限限度額を引き上げて手当を支給します。	子ども家庭課
母子父子家庭への医療費助成	ひとり親家庭等の医療費における負担を軽減するため、医療費の自己負担額の一部を助成します。	子ども家庭課

(3) 障がい児等支援対策の推進

事業	事業内容・取り組み	担当課
居宅介護	障がい児等の生活支援として自宅での身体介護や通院等の移動介護などを行い、障害者総合支援法のサービスとして実施します。	福祉課
日中一時支援事業	障がい児等の日中における活動の場を確保し、家族の負担軽減と多様な福祉サービスの提供など、障害者総合支援法のサービスとして実施します。	福祉課
特別児童扶養手当	20歳未満の重度又は中度の障がい児を養育している家庭の経済的支援に向けて給付します。	子ども家庭課
障害者医療費助成	障がい者の医療費に係る家計費負担を軽減するため、対象となる障がいのある児童の保護者に医療費を助成します。	福祉課
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が、心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他各関連分野の支援を円滑に受けられるよう、各関連機関の連携を図るための協議の場を設置します。	福祉課

(4) 児童虐待の防止

事業	事業内容・取り組み	担当課
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けているこどもの早期発見や適切な保護を図るため、妊婦等包括相談支援事業の実施等を通じて、子ども家庭センター等の関係機関がこどもと家庭に関する情報や考え方を共有し、必要に応じてサポートプランを作成するなど、適切な連携のもと対応します。	子ども家庭課
問題をかかえる子ども等の自立支援事業	不登校・暴力行為・いじめ・児童虐待など問題行動を未然に防止するとともに、早期発見、早期対応に取り組むため、自立支援相談員を小・中学校に派遣し、関係機関と協力・連携して保護者や児童生徒の支援を行います。	教育総務課